

文部科学大臣

下村 博文 様

要 望 書

平成25年10月9日

福島県南相馬市長

桜井 勝延

原子力損害賠償紛争審査会において、賠償指針の見直しが議論され、9月10日の審査会では、「住宅の賠償」、「避難指示解除後の相当期間」、「避難指示の長期化に伴う賠償」についての整理（案）が示されたところですが、以下の点について、当市や各市町村の実情を踏まえた指針の見直しとなるよう要望いたします。

記

1 住宅の賠償について

当市の避難指示解除準備区域の住民は、帰還したいと望む方、従前の地での生活再建を諦め市内・市外での新たな生活を希望する方など個々の事情に応じて様々なケースがある。

したがって、平成24年7月「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」（経済産業省）（「…賠償が個人の判断・行動に影響を与えるべきではないという指針における基本的な考え方に立ちつつ、帰還したうえでの生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資するような賠償の枠組みとする。」、「…帰還を希望する場合も、移住を希望する場合も賠償上の取り扱いは同一とし…」）にあるとおり、住民の生活再建を第一に考え、移住も帰還も個人の意思で選択することができる賠償の仕組みが必要であり、現在検討されている「住居確保損害（仮称）」については、その対象範囲において、同じ避難指示区域内で区域や市町村ごとでの差が出ることをないようにすること。

なお、避難指示区域内の撤去・解体された家屋の賠償について、市民から賠償の対象となるのかわからないとの不安の声が多い。したがって、撤去・解体を行う環境省と経済産業省及び東京電力は、撤去・解体した家屋について、市民が円滑に賠償手続きを行えるよう連携し、対応すること。

2 避難指示解除後の相当期間について

避難指示解除後の相当期間については、修理や建て替えが完了す

るなど、真に従前の住環境に戻るまでの実情に即した期間とし、避難指示解除区域の状況にあわせて柔軟に対応すること。

3 地方公共団体の税収減について

原発事故が直接的な要因となっている、市民・事業所等の流出、固定資産評価額の減額等は、原発事故がなければ確実に発生した租税債権であり賠償されるべきである。

また、現在、当市が保有している公共資産についても、継続して維持管理を行わなければならないこと、さらに人口が減少した場合においても従来の行政サービスの確保は必要であることから、支出が減少することにはならない。

さらに、2年半の期間で約6,900人(約9.7%)の市民が転出したことは、通常では考えられない、「特段の事情」として取り扱うべきである。

なお、地方交付税における留保財源分(25%)については、原発事故が直接的な要因となっている場合でも財源措置がされていないことから、財源措置(賠償)が必要である。

これらのことから、原発事故が直接的な要因になっている税収減を賠償すること。

4 避難指示区域の財物賠償について

避難指示期間と賠償金割合を切り離し、町の機能低下や荒廃の実態を十分に把握し、実質的かつ合理的な考えのもとで全損扱いとし、帰還困難区域と同様の取扱いとすること。

5 特定避難勧奨地点とその周辺地域の財物賠償について

特定避難勧奨地点とその周辺地域の土地、建物及び家財の賠償については、旧警戒区域と同様の取扱いとすること。

6 避難指示区域外の賠償について

(1) 旧緊急時避難準備区域及び30km圏外の財物について、資産

価値減少分に対する補償をすること。

- (2) 旧緊急時避難準備区域と30km圏外の住民については、原発事故により同様の精神的苦痛を受けていることから、精神的損害の賠償について差が生じないように同様の取扱いとすること。
- (3) 旧緊急時避難準備区域及び30km圏外の営業損害及び就労不能損害について、隣接する地域の避難指示が解除され、人口と商圈が回復するまでの十分な期間について、補償を継続すること。

7 その他の賠償について

- (1) 自治的組織やコミュニティの衰退、崩壊等の社会的損失に対する補償と支援を行うこと。
- (2) 自主除染に要した費用を賠償として認めること。